

高根沢町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 31(2019)年 3月 1日

高根沢町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の一部を改正する法律が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられました。

高根沢町の農地は、平成 30 年 3 月 31 日現在 3,940 ヘクタールであり、町域全体の面積 7,087 ヘクタールの約 55.6 パーセントを占めています。食味に優れた米を産する水稲地帯で、大部分が土地改良による圃場整備済みの優良農地です。

また、近年では、栃木県特産のいちごの栽培も盛んに行われ、新たな作物の作付けに挑み、成果を出しつつある担い手も多く、町の基幹産業としての農業を支えています。

一方で、わが国は深刻な少子高齢化問題に直面しております。高根沢町も例外でなく、農業の担い手不足による遊休農地の増加、農業の衰退が懸念されている状況です。

このため、担い手への農地利用の集積化と集約化による合理化について農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要があります。

以上のような観点から、町内各地域の特性に合わせつつ、農業の活性化を図るため、法第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が進むよう、高根沢町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成 35 年（2023 年）度末を目標とし、農業委員及び推進委員の改選時期である 3 年ごとに検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (平成30年3月)	3,940 ha	9 ha	0.23%
3年後目標 (2021年3月)	3,930 ha	8 ha	0.2%
目標 (2024年3月)	3,920 ha	7 ha	0.18%

※管内農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記載。

※遊休農地面積は、近年の増減幅が少ない傾向から農地面積の減少分に併せて減少する見込みとしています。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と農地利用最適化推進委員は、その担当地区ごとに、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について、協議・検討し、調査の徹底を図ります。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施します。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施します。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸付が可能な農地は、農家の意向を踏まえて農地中間管理機構への貸付け手続きを行います。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地の明確化に努めます。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	3, 9 4 0 ha	1, 8 6 6 ha	4 7. 4 %
3 年後の目標 (2021 年 3 月)	3, 9 3 0 ha	1, 9 4 1 ha	4 9. 4 %
目 標 (2024 年 3 月)	3, 9 2 0 ha	1, 9 6 6 ha	5 0. 2 %

※管内農地面積は、1 の (1) 同様、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記載。

※管内農地面積の減少は、直近の傾向を基に推算。集積面積の増加についても同様です。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 地域における農業者等の話し合いの活発化について

既定の「人・農地プラン」の見直しにおいて、地域における人と農地との問題解決を図る「地域における農業者等による協議の場」を通じた話し合いを活発化するため、農業委員及び農地利用最適化推進委員も積極的に地域の協議に参加します。

② 農地中間管理機構との連携について

高根沢町、栃木県、塩野谷農業協同組合等、農業関係機関と連携し、次の(ア)～(ウ)に掲げる農地についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用、「人・農地プラン」の見直しなど、農地と出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。

(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な農地

(イ) 経営の廃止又は縮小を希望する高齢農家等の農地

(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地

③ 農地の利用調整と利用権の設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整又は交換もしくは利用権の再設定を推進します。

また、農地区画や形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構の簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参集の受入れ等、地域の実情に応じた取り組みを推進します。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成 30 年 3 月）	1 人 （ 0. 0 1 ha ）	0 法人 （ 0 ha ）
3 年後の目標 （2021 年 3 月）	5 人 （ 3. 5 ha ）	2 法人 （ 2 ha ）
目 標 （2024 年 3 月）	9 人 （ 5 ha ）	4 法人 （ 4 ha ）

※新規参入者については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の状況、相談事例の有無から推算しています。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

高根沢町、栃木県、栃木県農業会議、栃木県農地中間管理機構、塩野谷農業協同組合と連携し、町内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学会や相談会を実施します。

② 新規就農フェア等の参加について

高根沢町、塩野谷農業協同組合等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制の整備に努めます。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を活用して、企業の参入の推進に努めます。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の農地に関する要望等のサポートに努めます。